

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称	変更のあった 登録事項	変更前	変更後	変更 年月日
株式会社さ つき	代表者の氏名	上田 正道	大久保 脩	令和五年 六月一日

登録検査 機関の 名称	変更のあった農産物検査員		変更 年月日
株式会社さ つき	変更内容	氏 名	令和五年 五月六日
抹消		上田 正道	玄米
			農産物検査を行う 農産物の種類